２．期限の定めのない租税特別措置一覧

（１）国税

| 税目 | 項　　　目 | 条　　項 | 内　　　容 | 創設年度 | 担 当 課  及び  共管省庁等  (下線は主管) |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|
| 所得税 | 金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用 | 措法８ | 受取利子と支払利子の差額に相当するいわゆる利ざやをもって収益とする金融機関については、その受取利子等に対して、原則として所得税の源泉徴収を要しない | S32 | 経.金融調整課 　 協同組織課 水.水産経営課  共管：金 |
| 特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等 | 措法29の２ | 中小企業等経営強化法の認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画に基づき新株予約権を与えられた社外高度人材が、当該新株予約権に係る株式の取得をした場合の経済的利益の非課税 | H31 | （関係課）  官.企画グループ  所管：経 |
| 山林所得の概算経費控除 | 措法30 | 山林所得の金額の計算上、収入金額から控除すべき必要経費は、立木収入（収入金額-伐採費・譲渡に要した費用等）に100分の50を乗じた金額とすることができる | S28 | 林.企画課 |
| 交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 | 措法33の2 | 個人の有する資産（棚卸資産を除く。）を、法令の規定に基づいて、強制的に交換処分等をした場合は、譲渡所得金額を必要経費算入 | S26 | 振.農村計画課 　 土地改良企画課 林.整備課 　 木材産業課 水.管理調整課  計画･海業政策課 　 防災漁村課 |
| 償還差益等に係る分離課税等 | 措法41の12 | 割引債（短期農林債等）については、割引債の券面金額から発行価額を控除した金額に18％の税率で源泉分離課税 | H11 | 経.金融調整課  共管：金 |
| 先物取引に係る雑所得等の課税の特例 | 措法41の14 | 先物取引に係る差金等決済をした場合は、所得税法の規定にかかわらず、他の所得と区分し、15％の申告分離課税とし、相互における損益通算を可能とする | H13 | 官.商品取引グループ  共管：金、経 |
| 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除制度 | 措法41の15 | 先物取引に係る差金等決済をした場合であって、損失が生じている場合はそれについて３年間の繰越を可能とする | H15 | 官.商品取引グループ  共管：金、経 |
| 法人税 | 保険会社等の異常危険準備金 | 措法57の5①四・六・九 | 損害保険会社等（当省関連では以下の者）が、各事業年度において、責任準備金の積立てに当たり、保険又はこれに類する共済に係る異常災害損失の補てんに充てるため、保険又は共済の種類ごとに、当期の正味収入保険料又は正味収入共済掛金（当年度保険料等）を基礎として計算した積立限度額以下の金額を準備金として積み立てたときは、その積立額の損金算入を認める  　この準備金は、異常災害損失が生じた場合にはその損失の額、積立後10年を経過した場合にはその積立額と［(異常危険準備金の金額＋当期の積立額)－当年度保険料等×洗替保証限度率］のいずれか少ない金額を、取り崩して益金に算入する | S28 |  |
| （四号）農業協同組合連合会 | S40 | 経.協同組織課 |
| （六号）共済水産業協同組合連合会 | S40 | 水.水産経営課 |
| （九号）森林組合連合会 | S54 | 林.経営課 |
| 収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例 | 措法64の2 | 法人の有する資産（棚卸資産を除く。）が、法令の規定に基づいて、強制的に収用等された場合、それに替わる代替資産をその収用等のあった日を含む事業年度に取得できなかったときに、その収用等に係る差益金相当額を特別勘定として繰り延べることを認め、代替資産を取得したときは圧縮記帳 | H13 | 振.土地改良企画課 林.整備課 　 木材産業課 水.管理調整課  計画･海業政策課  　防災漁村課 |
| 対象純支払利子等に係る課税の特例  （過大支払利子税制） | 措法66の5の2、66の5の3 | 対象純支払利子等の額のうち調整所得金額の一定割合（20％）を超える部分の金額（過大支払利子）を当期の損金に算入しない  過大支払利子は、翌期以降７年間※繰り越して損金算入できる  ※　R4.4.1～7.3.31に開始した事業年度に係る超過利子額の繰越期間については10年に延長（令和6年度改正） | H24 | 経.金融調整課  共管：金 |
| 協同組合等が有する普通出資に係る受取配当等の益金不算入の特例 | 措法67の8 | 協同組合等の連合会等に対する出資（優先出資を除く。）につき支払を受ける配当等の額については、益金不算入割合を50％とする | H29 | 経.協同組織課 林.経営課 水.水産経営課 |
| 所得税・法人税 | 特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例 | 措法28①、66の11① | 個人又は法人が各事業年度において、長期間にわたって使用され、又は運用される特定の基金に負担金等を支出した場合、その支出した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、必要経費又は損金算入することができる | S50 | 官.商品取引グループ  畜.飼料課 経.金融調整課 水.水産経営課  共管：経 |
| 所得税・法人税 | 転廃業助成金等に係る課税の特例 | 措法28の3、67の4 | 廃止業者等が交付を受けた転廃業助成金等のうち、  ①　廃止業者等の機械その他の減価償却資産の減価を埋めるための費用に対応する部分（減価補てん金）の金額の範囲内で、減価補てんの対象となる減価償却資産について圧縮記帳を認める  ②　廃止業者等の営む事業の廃止又は転換を助成するための費用に対応する部分（転廃業助成金）の金額の全部又は一部をもって、取得又は改良した固定資産について圧縮記帳を認める | S47 | 水.企画課 |
| 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 | 措法33、64 | 個人又は法人の有する資産（棚卸資産を除く。）を、法令の規定に基づいて、強制的に譲渡をし、その譲渡代金でもって代替資産を取得した場合は、譲渡所得金額を必要経費算入又は損金算入 | S26 | 官.食品流通課  振.土地改良企画課  林.整備課  　 木材産業課  水.管理調整課  計画･海業政策課  　 防災漁村課 |
| 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 | 措法33の3、65 | 個人又は法人の有する資産（棚卸資産を除く。）を、法令の規定に基づいて、強制的に換地をし、その譲渡代金でもって代替資産を取得した場合は、譲渡所得金額を必要経費算入又は損金算入 | S44 | 振.土地改良企画課 　 農村計画課  （33の3除く） |
| 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除 | 措法33の4、65の2 | 個人又は法人の有する資産（棚卸資産を除く。）を、法令の規定に基づいて、強制的に譲渡又は換地をした場合、その譲渡所得金額から5,000万円を控除 | S38 | 官.食品流通課 振.土地改良企画課 　 農村計画課 林.整備課 　 木材産業課 水.管理調整課  計画･海業政策課  　防災漁村課 |
| 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 | 措法34②五・七、65の3①五・七 | 個人又は法人の有する土地等を、収用等に準ずるような事業等（土地区画整理事業等）により、一定の要件の下で譲渡した場合、その譲渡所得金額から2,000万円を控除（当省関連は以下のとおり） | S44 |  |
| （五号）森林法の規定により保安林又は保安施設地区として指定された区域内の土地が保安施設事業のために国又は地公体に買い取られる場合 | S50 | 林.治山課 |
| （七号）農業経営基盤強化促進法の地域計画の特例により農用地が農地中間管理機構に買い取られる場合 | H31 | 経.農地政策課 |
|  | 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 | 措法34の2②十四・二十五、65の4①十四・二十五 | 個人又は法人の有する土地等を、一定の要件の下で譲渡した場合、その譲渡所得金額から1,500万円を控除（当省関連は以下のとおり） | S42 |  |
| 所得税・法人税 | （十四号）農協法の宅地等供給事業のうち一定のもので都道府県知事が指定したものの用に供するために買い取られる場合 | S49 | 経.協同組織課 |
| （二十五号）農業経営基盤強化促進法の協議に基づき、農用地区域内の農用地が農地中間管理機構に買い取られる場合 | H7 | 経.農地政策課 |
| 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 | 措法34の3②一～六、65の5①一・二 | 個人又は農地所有適格法人が有する農地等を、農地保有の合理化等のために一定の要件の下で譲渡した場合、その譲渡所得金額から800万円を控除（当省関連は以下のとおり） | S45 |  |
| （一号）農振法の勧告に係る協議、調停又はあっせんにより土地等を譲渡した場合及び農地中間管理機構に農地売買等事業のために土地等を譲渡した場合 | S45 | 経.農地政策課 振.農村計画課 |
| （二号）農用地利用集積等促進計画により農用地区域内の土地等を譲渡した場合 | S56 | 経.農地政策課 |
| （三号）農村地域への産業の導入の促進等に関する法律の規定により定められた産業導入地区内の土地等を同法に規定する施設用地の用に供するため譲渡した場合 | S46 | 振.農村計画課 |
| （四号）土地改良法に規定する一定の土地改良事業が施行された場合において、換地処分により清算金を取得する場合 | S47 | 振.土地改良企画課 |
| （五号）森林組合法に基づく一定の事業を行う森林組合又は森林組合連合会に委託して森林法の規定による地域森林計画の対象とされた山林に係る土地を譲渡した場合 | S50 | 林.経営課 |
| （六号）農振法の交換分合が施行された場合において、清算金を取得する場合 | S50 | 振.農村計画課 |
| 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例 | 措法37の6①一・二、65の10①一・二 | 個人又は法人の有する土地等を、一定の要件の下で交換分合をした場合、その譲渡所得金額を必要経費算入又は損金算入（当省関連は以下のとおり） | S56 |  |
| （一号）農振法に基づく交換分合を実施した場合 | S60 | 振.農村計画課 |
| （二号）農住組合法に基づく交換分合を実施した場合 | S56 | 振.土地改良企画課  共管：国 |
| 相続税・贈与税 | 特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例 | 措法69の5 | 相続又は遺贈により取得した森林経営計画対象山林（木安法の認定の特例を適用したものを含む）について、引き続き相続人が森林経営計画に基づき施業を行う場合、相続税の課税価格に算入すべき価額は当該山林の価額に100分の95を乗じた金額とする | H14 | 林.企画課 　 計画課 |
|  | 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除 | 措法70の4 | 農業を営む個人が推定相続人のうちの１人に農地の全部並びに採草放牧地及び準農地のそれぞれ３分の２以上を贈与した場合の贈与税については、贈与者の死亡時まで納税を猶予し、死亡した場合は贈与税を免除する | S39 | 経.農地政策課 |
|  | 都市農地が公共収用等のために譲渡される場合の納税猶予の継続の特例 | 措法70の4⑯ | 三大都市圏特定市において、公共収用等のために納税猶予の適用農地を譲渡する場合、以下の農地であっても、譲渡後１年以内に生産緑地等の指定等の農地保全手続きを完了すれば、納税猶予の継続を認める ①農地を譲渡した後に新たに取得する農地（取得時点では、生産緑地等に指定されていない場合。） ②譲渡した農地とは別の自己所有農地 | H26 | 振.農村計画課 |
| 相続税・贈与税 | 贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例 | 措法70の4の2 | 贈与税の納税猶予の適用を受けている推定相続人が、納税猶予の適用を受けている農地等を農地中間管理事業の推進に関する法律又はR5.4.1改正前の農業経営基盤強化促進法（旧基盤法）に基づき貸し付けた場合には、その貸付はなかったものとみなし、納税猶予を継続する （旧基盤法に基づく場合の猶予適用者は、特定貸付け時に、①65歳以上であれば納税猶予を受けてから10年以上、②65歳未満であれば納税猶予を受けてから20年以上営農を継続していることが要件） | H24 | 経.農地政策課 |
|  | 農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例 | 措法70の5 | 農地等の生前一括贈与をした贈与者が死亡した場合には、受贈者が納税の猶予を受けていた贈与税は免除されることとなっているが、その免除の適用を受けた贈与税の納税猶予に係る特例適用農地等は、受贈者がその死亡した贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされるとともに、その相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき農地等の価額は、贈与時の価額ではなく、その贈与者の死亡の日における価額とする | S39 | 経.農地政策課 |
|  | 農地等についての相続税の納税猶予及び免除等 | 措法70の6 | 農地等の相続人が当該農地を農地として利用を継続する場合に限り、農業投資価格を超える部分に対する相続税については、担保の提供を条件に納税を猶予し、その相続人が死亡した場合等には猶予税額の納付を免除する | S50 | 経.農地政策課 |
| 相続税・贈与税 | 都市農地が公共収用等のために譲渡される場合の納税猶予の継続の特例 | 措法70の6⑳ | 三大都市圏特定市において、公共収用等のために納税猶予の適用農地を譲渡する場合、以下の農地であっても、譲渡後１年以内に生産緑地等の指定等の農地保全手続きを完了すれば、納税猶予の継続を認める ①農地を譲渡した後に新たに取得する農地（取得時点では、生産緑地等に指定されていない場合。） ②譲渡した農地とは別の自己所有農地 | H26 | 振.農村計画課 |
| 相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例 | 措法70の6の２ | 相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人が、納税猶予の適用を受けている農地等を農地中間管理事業の推進に関する法律又は旧農業経営基盤強化促進法に基づき貸し付けた場合には、その貸付けはなかったものとみなし、納税猶予を継続する | H21 | 経.農地政策課 |
| 特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例 | 措法70の6の３ | 農地中間管理事業の推進に関する法律又は旧農業経営基盤強化促進法に基づき貸し付けられた農地等を相続等した場合には、その農地等は被相続人がその死亡の日まで農業の用に供していたものとみなし、相続税の納税猶予の適用対象とする | H21 | 経.農地政策課 |
| 相続税の納税猶予を適用している場合の都市農地の貸付けの特例 | 措法70の6の４ | 相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人が、納税猶予の適用を受けている生産緑地地区内の農地を都市農地の貸借の円滑化に関する法律等に基づき貸し付けた場合には、その貸付はなかったものとみなし、納税猶予を継続する | H30 | 振.農村計画課 |
| 認定都市農地貸付け又は農園用地貸付けを行った農地についての相続税の課税の特例 | 措法70の6の５ | 都市農地の貸借の円滑化に関する法律等に基づき貸し付けられた生産緑地地区内の農地を相続等した場合には、その農地は被相続人がその死亡の日まで農業の用に供していたものとみなし、相続税の納税猶予の適用対象とする | H30 | 振.農村計画課 |
| 山林についての相続税の納税猶予及び免除 | 措法70の6の６ | 林業経営相続人が、森林経営計画（木安法の認定の特例を適用したものを含む）が定められている区域内に存する山林（立木及び林地）について当該認定計画に従って施業を行ってきた被相続人からその山林を一括して取得し、当該認定計画に基づいて引き続き施業を継続していく場合には、その林業経営相続人が納付すべき相続税額のうち、その山林（施業及び路網整備を行う区域内に存するもののうち一定のものに限る。）に係る課税価格の80％に対応する相続税の納税を猶予する | H24 | 林.企画課 |
| 農地等についての贈与税の納税猶予等に係る利子税の特例 | 措法70の8 | 農地等についての贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合に納付すべき利子税の額を1/2に軽減する | H8 | 経.農地政策課 |
| 相続税・贈与税 | 計画伐採に係る相続税の延納等の特例 | 措法70の8の2 | 相続又は遺贈により取得した財産の価額のうち森林経営計画（木安法の認定の特例を適用したものを含む）が定められている区域内に存する立木の価格の占める割合が２割以上であり、かつ、不動産等の価額の占める割合が５割以上であるときは、当該立木の価額に対応する部分の税額に係る延納期間を20年以内（公益的機能別施業森林の区域の一部は40年以内）等とすることができる | S42 | 林.企画課 　 計画課 |
| 特別緑地保全地区等内の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例 | 措法70の9 | 相続又は遺贈により取得した財産で特別緑地保全地区等内の土地がある場合には、その土地に対応する延納相続税の利子税の割合は4.2％とする | S62 | 林.企画課 　 治山課 |
| 地価税 | 木材市場等の用に供されている土地等についての課税価格の計算の特例 | 措法71の10 | 地価税の課税価格に算入するべき価額は、木材市場等の用に供されている土地等の価額の1/2とする | H3 | 林.木材産業課 |
| 農業協同組合等が合併した場合の課税の特例 | 措法71の17 | 農協合併助成法等に基づく農協等の合併について、合併前の基礎控除の額の合計又は10億円のいずれか低い額を合併後の農協等の基礎控除として５年間適用する | H3 | 経.協同組織課 林.経営課 水.水産経営課 |
| 登録免許税 | 株式会社農林漁業成長産業化支援機構（Ａ-ＦＩＶＥ）の委員の登記に係る課税の特例 | 措法84の７⑤ | 株式会社農林漁業成長産業化支援機構に設置される委員会の委員に関する事項の変更の登記について、納付税額を３万円／件とする | H24 | 官.新事業・食品産業政策課ファイナンス室 |